



第6回

とよたビジネスフェア

開催日

平成27年1月14日(水)・15日(木) 10:00~17:00

会場:スカイホール豊田

出展マニュアル

2014.11.18

主催 豊田商工会議所・豊田市

共催 JAあいち豊田・豊田市農産物ブランド化推進協議会

後援予定 中部経済産業局／東海総合通信局／愛知県／豊田鉄工(株)／小島プレス工業(株)／(株)山田屋
(株)ユーネットランス／豊田信用金庫／トヨタ自動車(株)／(協)豊田市鉄工会／(一財)中部生産性本部



問合せ

(事務局)豊田商工会議所 産業振興部 前田 〒471-8506 豊田市小坂本町1丁目25番地

TEL:0565-32-4594 FAX:0565-32-1000 受付時間:月~金曜日(休祝日・年末年始を除く) 8:45~17:30 E-mail:maeda@toyota.or.jp

とよたビジネスフェア

検索

<http://www.toyota-bizfair.jp/>

はじめに

この出展マニュアルは、「第6回とよたビジネスフェア」の出展者様ならびに、企画・装飾における協力関係各社様に、出展の準備・搬入から会期中および終了後の搬出・撤去に至るまでの必要事項をまとめたものです。

内容をご確認の上、十分にご理解いただき、当フェアが円滑に行われますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

目 次

1. 一般事項	02
2. スケジュール	04
3. 会場アクセス経路／来場者用駐車場・搬入出場所／会場図	06
4. 展示・装飾	09
5. 防火・防災	12
6. 実演上の注意	13
7. 各工事	14

担当窓口

担当窓口	窓口	所在地	TEL・FAX・E-MAIL	担当
事務局	豊田商工会議所 産業振興部	〒471-8506 豊田市小坂本町 1-25	[TEL] 0565-32-4594 [FAX] 0565-32-1000 maeda@toyota.or.jp	・前田
運営・制作・ 電力関連	豊田まちづくり 株式会社	〒471-0026 豊田市若宮町 1-57-1	[TEL] 0565-33-0002 [FAX] 0565-33-0047 toyota_bf@tm-toyota.co.jp	・平本 ・奥村
備品レンタル・ 装飾関連	モダン装美 株式会社	〒471-6373 豊田市広川町 5-107	[TEL] 0565-80-6565 [FAX] 0565-80-6373 event@modansoubi.jp	・高杉 ・浦

(1) 入退場時間

出展者の会場への入場可能時間は、1月14日(水)9:00～19:00、1月15日(木)9:00～20:00です。
時間外の入場が必要な場合は、事務局までご相談ください。※搬入出の作業を除く。

(2) オープニングセレモニー

1月14日(水) 9:40からオープニングセレモニーを行います。出展者の皆様にもご参列いただきますので、時間までにスカイホール豊田入口ロビーにお集まりください。

(3) 実施報告・アンケート

会期中に実施した商談件数などの報告やアンケートへのご協力をお願いします。実績報告用紙などは開催日当日に配布いたします。また、会期終了後においても、その後の商談状況などの調査をさせていただくことがありますので、あわせてご協力をお願いします。

(4) 会場内禁煙

会場内は禁煙です。喫煙はホール既設の喫煙ルームでお願いします。

(5) ゴミ等の処分

搬入出時および会期中に発生するゴミは、各出展者にて持ち帰り・処分してください。

(6) 出展者証の着用

搬入出時および会期中の会場内においては、主催者より発行(1月上旬発送予定)する首吊り下げ型の出展者証の着用をお願いします。なお出展者証は終了後、受付までご返却ください。

(7) 食事・休憩について

ブース内での飲食はご遠慮ください。食事は2階観覧席をご利用ください。
※会場内に設置された商談コーナー(ドリンクコーナー)は、飲料のみ可。

(8) チラシ・ポスターの配布

当フェアのチラシ・ポスターを配布(無料)いたします。社内外への周知や関係先への配布などにご利用ください。

※追加でご必要な場合は、事務局 前田(0565-32-4594)までご連絡ください。なお、チラシ・ポスターは無くなり次第配布終了となります。

(9) 出展者ガイドブック

当フェアの出展者ガイドブックを作成し、当フェアの来場者に案内書として配布します。

(10) 出展物の保護と管理

各出展小間内および搬入出時における出展物の保護・管理については、出展者自身で行ってください。また、天災、その他、不可抗力の原因により発生した事故(盗難、紛失、火災、損害等)については、事務局はその損傷、賠償の責任を負いません。

出展者は、出展物の輸送および展示期間中の保護について、必要に応じて各自で保険を掛けるなど、適切な対応を講じてください。

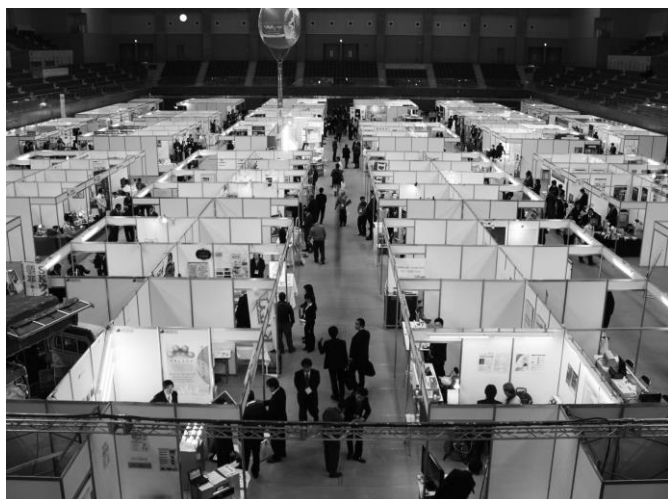
(11) 会場の保護

会場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は当該出展者負担になります。

出展物の搬入出時や会期中においては、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。

また体育館ホール床材は木製のため(荷重制限3,000kg/m²・専用ビニールシート敷設)重量物を設置する場合は、床を傷つけないようコンパネ板等で十分な養生をしてください。

(会場イメージ写真) ⇒



(12) 出展者の駐車場

展示期間中の出展者車両は、豊田スタジアム駐車場(徒歩約10分)に駐車してください。また、会期中は豊田スタジアムから会場まで、シャトルバスを運行していますので、是非、ご利用ください。尚、シャトルバス乗り場は、トヨタスタジアム東駐車場となります。

[シャトルバス運行時間] ※随時運行(約30分毎)

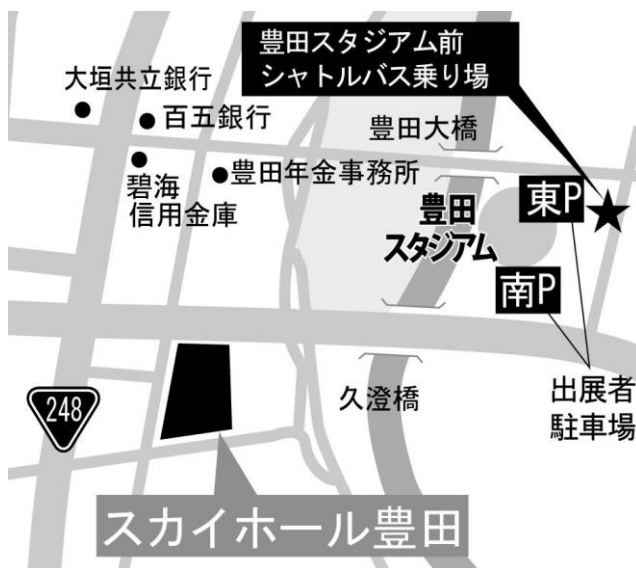
1月14日(水) 9:00～17:15

15日(木) 9:00～17:15

※運行時間は変更する場合がございます。

[シャトルバス乗り場]

豊田スタジアム東駐車場



※展示会場(スカイホール豊田)の駐車場には限りがあるため、来場者専用の駐車場となります。

搬入出以外は、駐車しないようにお願いします。(搬入出が終わり次第、豊田スタジアム東駐車場および南駐車場に車両の移動をお願い致します。)

※豊田スタジアム東駐車場および南駐車場の駐車可能時間は、6:00～22:00になります。22:00以降は車両の出し入れができませんのでご注意ください。

(13) 追加事項・変更事項の通知

開催および出展に関わる追加事項・変更事項は公式ホームページで通知いたします。

とよたビジネスフェア

検索

<http://toyota-bizfair.jp/>

(1) 全体スケジュール

時間	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	
1月12日 (月)		シート貼り・墨出	パネル・イントレ設置 ⇒ 社名板取付						什器・備品搬入						
		1次側電源工事(電気室・EPS・分電盤)					2次側電源工事(ブース電源引込 100V200V⇒送電チェック)								
時間	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
1月13日 (火)		出展者搬入・準備													
		車両による搬入時間 10時～18時													
1月14日 (水)		第6回とよたビジネスフェア開催													
		9:40～ オープニング式典													
1月15日 (木)		第6回とよたビジネスフェア開催										撤去・撤出			
		会場解体・撤去													

(2) 搬入方法

- (A) あらかじめ事務局より配布した「搬入出車両証」に小間番号・出展者名をご記入のうえ、搬入車両はフロントガラスの見えるところに置いて、係員の指示に従って駐車してください。
- (B) 展示品の搬入については、下記の搬入時間をお願いします。大型展示物などの搬入を行う場合は調整する場合があります。

搬入時間 1月13日(火) 10:00～20:00 (車両による搬入18:00迄)

- (C) 搬入出の時間を提出書類P.2の「(1)出展物搬入・搬出許可申込書」にご記入のうえ、12月12日(金)までにFAXにて申請書記載の提出先に連絡ください。
- (D) 搬入物の開梱、梱包は自社の小間内で行ってください。空き箱などは、各出展者が責任をもってお持ち帰りください。
- (E) 車両による会場内の進入はできません。手運びまたは台車による搬入出となります。

車両による搬入時間(10:00～18:00)は事務局で調整させていただきますので、ご希望に添えない場合もあります。

- (F) 会場内では必ず出展者証の着用をお願いします。
- (G) 機械の据付けに際して、アンカーボルトの設置はできませんのでご注意ください。
- (H) 展示品の出荷から会期中を含め、返送するまでの期間を通じ、不測の事故による損害を受けないよう、展示品の物損に対する保険の加入もご検討ください。
- (I) 海外からの展示品の取り扱いがある場合の対応については各出展者でご手配願います。
- (J) 宅配業者等に委託する場合は、会場住所・展示会名・小間番号・出展者名・到着日を搬入物に明記してください。尚、事務局および施設管理者では搬入物の保管を行いませんので、宅配業者から搬入物を受け取る際は、必ず小間内に受取人を駐在してください。

(3) 搬出方法

搬出日は大変混雑いたしますので、事故を起こさないよう警備員および係員の誘導に従って搬出を行ってください。

- (A) 「搬入出車両証」を車のフロントガラスに置いてください。

事務局より配布(1月下旬発送予定)した「搬入出車両証」に、小間番号・出展者名を記入のうえ、搬出車両は必ず同証を車のフロントガラスに置いて係員にわかるようにしてください。

- (B) 展示品の搬出については、搬出時間内をお願いします。

提出書類P.2の「(1)出展物搬入・搬出許可申込書」にご記入のうえ、**12月12日(金)**までにFAXにて申請書記載の提出先に連絡いただき、必ずこの期日に作業を行うように手配してください。

搬出時間 1月15日(木) 17:30～20:00

- (C) 最終日1月15日(木)17:30に開始される出展者の撤去・搬出に併せて、設営業者によるブース解体作業を開始します。

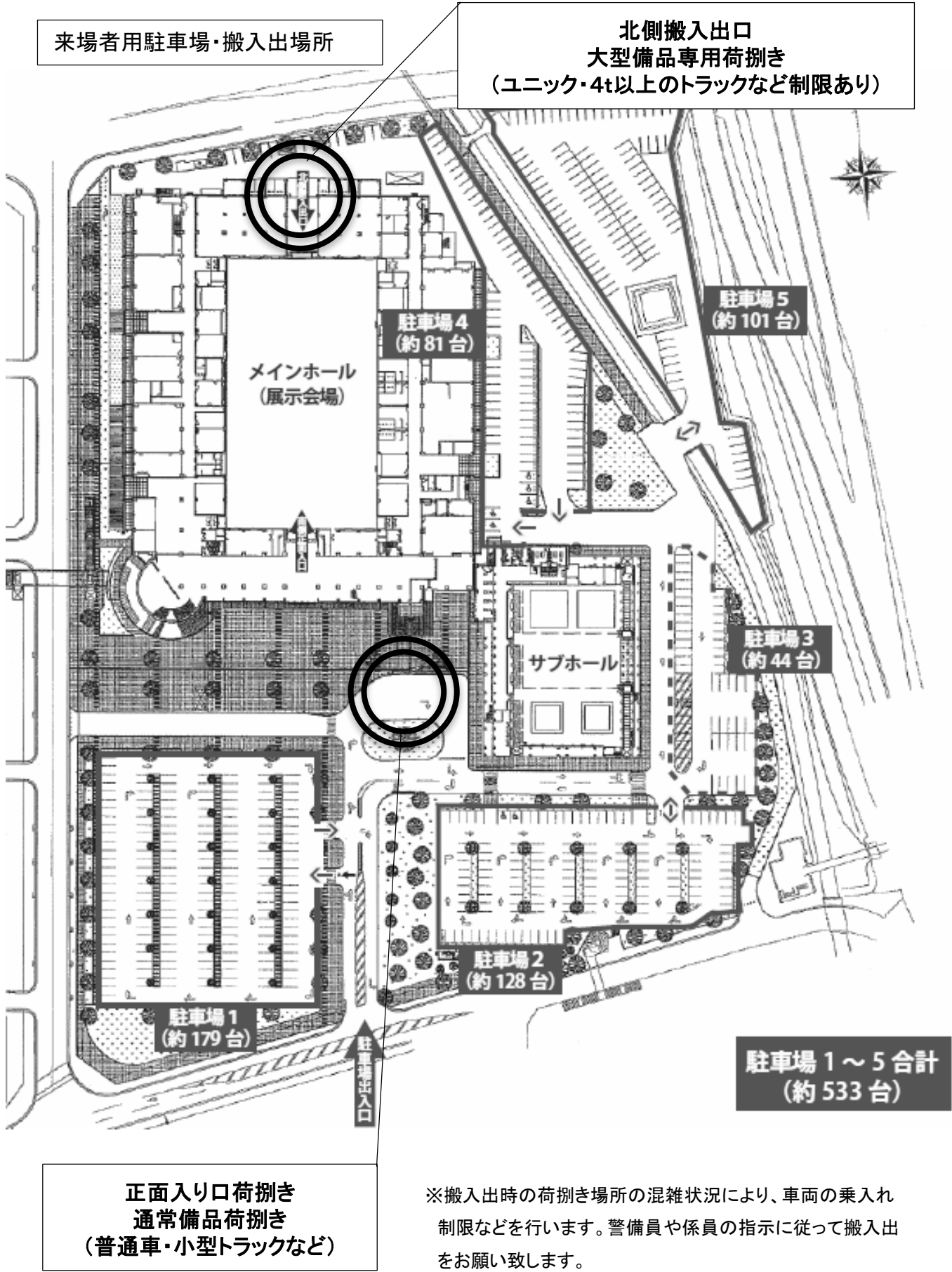
- (D) 搬出時は盗難等の事故が起こりやすいため、貴重品などは各出展者で必ず保管してください。
搬出終了時まで、出展者は必ず立ち会ってください。

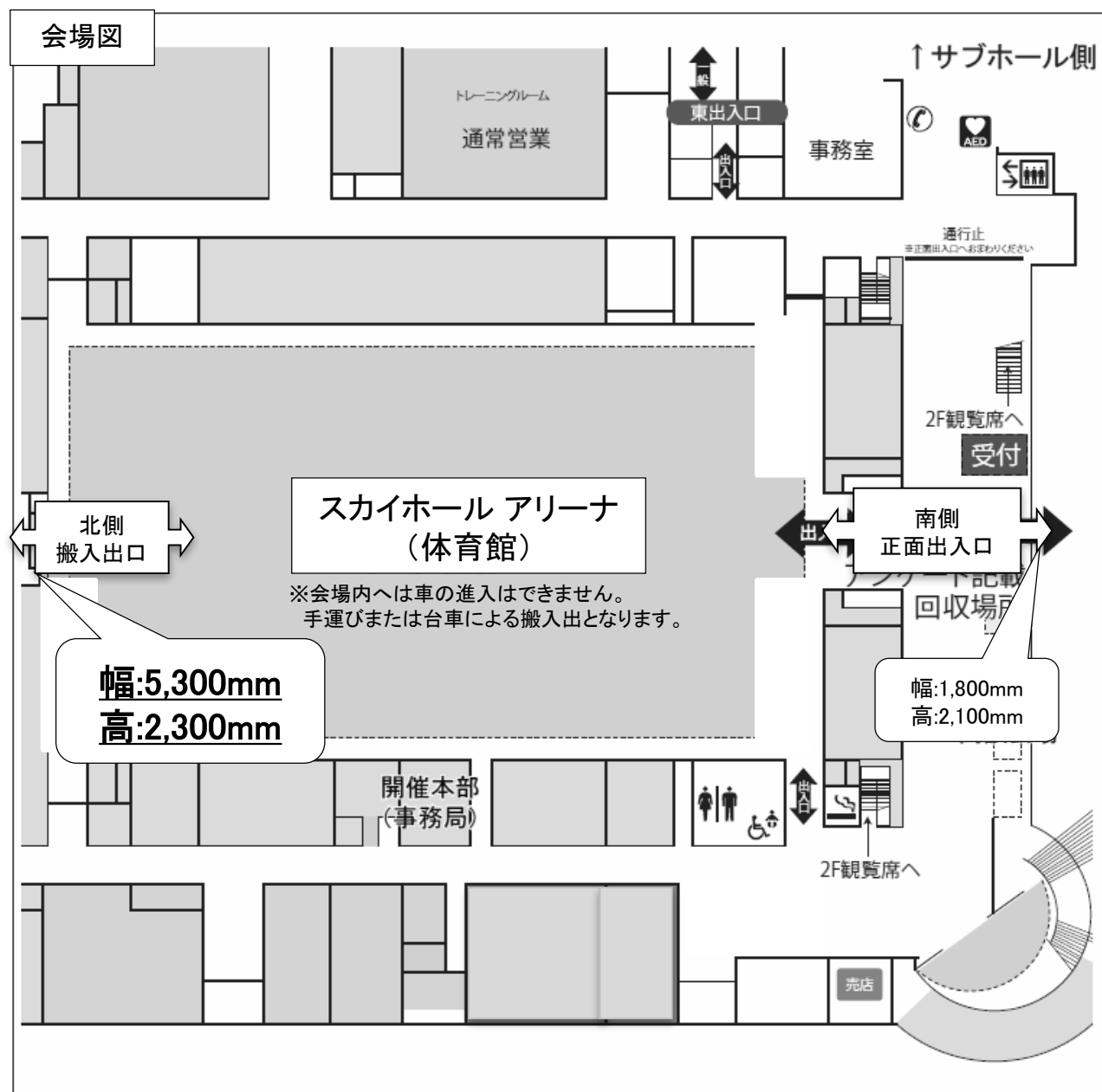
会場アクセス経路(電車でお越しの場合)



会場アクセス経路(自動車でお越しの場合)







(1) 事務局で施工する装飾

パッケージブースをご用意いたします。(詳細は次ページ参照)

(2) 二次装飾

パッケージブースの二次装飾は、出展者が業者を選定し施工してください。システム壁面ですので、ブース壁面への打ち付け、貼り込みはできません。また、下記、(4)装飾規定を厳守ください。

(3) オプション備品

パッケージブース以外に備品等が必要な場合は、貸出しを行いますので、申込書(提出書類P.4~9 (3)電力供給・電気備品等追加申込書、(4) レンタル備品申込書参照)にてお申込みください。

申込期日 12月12日(金)まで。

(4) 装飾規定

(A) 装飾物の高さ

展示物の高さは制限を設けませんが、装飾物についての高さは会場床面から2.5m以内に制限いたします。(特別な理由がある場合は事前に協議いたします。)

(B) 前面壁(ブース正面側の壁)の禁止

来場者の見通しを良好にし、会場全体を来場者がみやすいようにするため、小間と通路の境に壁面等構造物を設置する場合、構造物の寸法は小間寸法の1/2以内とします。残る1/2は、見通しのきく構造(ガラス窓・棚等)としてください。

(C) 側面壁(ブース側面の壁)の禁止

基本的にブース側面は、隣り合う他の出展者と共有となりますので、ブース側面の壁の取り外しや追加による延長はできません。

(D) 天井および屋根の禁止

消防設備の散水障害となる天井張り(布によるものを含む)、屋根等を設けることはできません。ただし、出展物等の状況により特に一部天井および屋根を必要とする場合は、事前に、

豊田市消防本部(電話:0565-35-9704/FAX:0565-35-9719)と協議を行ってください。

また、協議の結果を事務局までご報告ください。

(E) 装飾資材

展示会場は、消防法による防火性能を有するものを使用しなければなりません。特に、下記のものに関しては、防火ラベルが貼付けされたもの又は防火処理されたものを使用してください。

1. 布製のれん、カーテン、幕類等で、下げ丈が1メートル以上のもの。
2. カーペット等で大きさが2㎡以上のもの。

尚、装飾資材についての詳細は、

豊田市消防本部(電話:0565-35-9704/FAX:0565-35-9719)へお問合せください。

【パッケージブース概要】

《Aタイプ》

◎1小間のサイズ

間口297cm×奥行297cm×高さ 250cm

◎社名板(90cm×30cm)1枚

※看板は主催者指定の様式に限定されており、ロゴマークなどの記載やフォントの指定はできません。

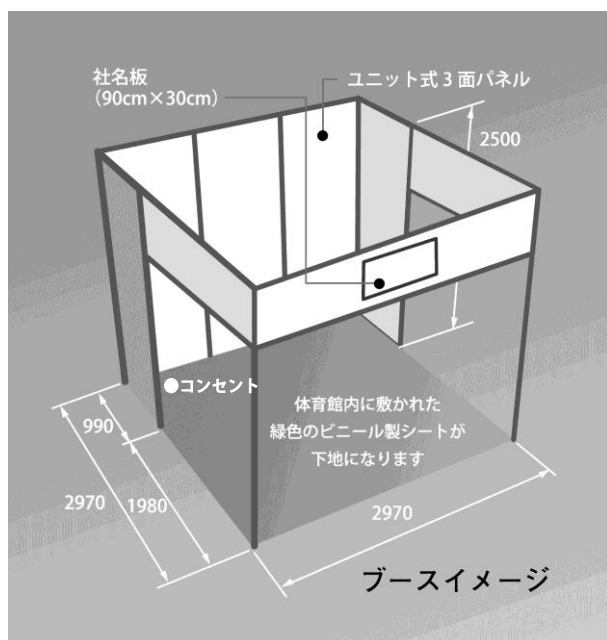
◎机(180cm×45cm)1本(希望出展者のみ)

◎イス2脚(希望出展者のみ)

◎2口コンセント(2口で500Wまで)

※上記の机、イスが必要な場合は、提出書類P.4(3)レンタル備品申込書にご記入いただきお申込み下さい。

※パッケージブースのコンセントは、ブース奥に向かって左側に設置され、複数小間のご出展の場合は、1小間毎にコンセントが設置されます。



《Bタイプ》

◎1小間のサイズ

間口180cm×奥行180cm×高さ 210cm

◎社名板(90cm×30cm)1枚

※看板は主催者指定の様式に限定されており、ロゴマークなどの記載やフォントの指定はできません。

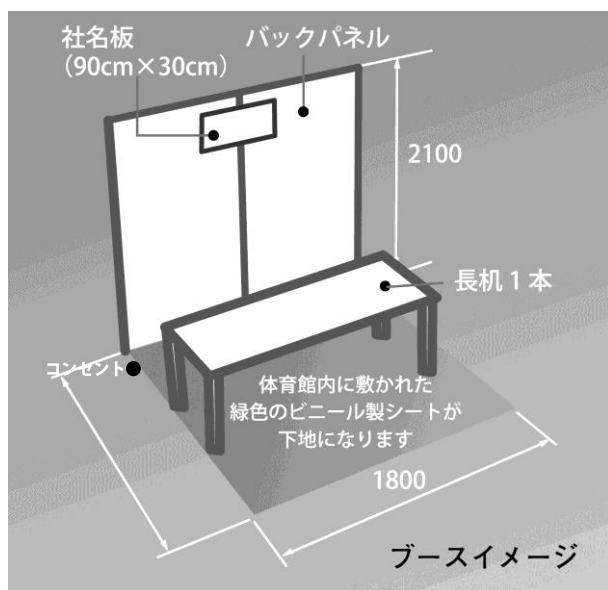
◎机(180cm×45cm)1本(希望出展者のみ)

◎イス2脚(希望出展者のみ)

◎2口コンセント(2口で500Wまで)

※上記の机、イスが必要な場合は、提出書類P.4(3)レンタル備品申込書にご記入いただきお申込み下さい。

※パッケージブースのコンセントは、ブース奥に向かって左側に設置され、複数小間のご出展の場合は、1小間毎にコンセントが設置されます。



展示物の荷重 3,000kgまで

(体育館床材(木製)に専用ビニールシートを敷設しているため、重量物を設置する場合は板などで十分な養生をして下さい。)

(5) その他装飾施工上の注意事項

展示装飾の実施にあたっては、なるべく会場全体の見通しを保持し、全出展者の展示効果が向上するよう考慮のうえ、更に他社の迷惑にならないような展示・装飾を計画してください。

- (A) 主催者が施工する基礎装飾物の取り外しはできません。
- (B) 施工にあたっては、あらかじめ施工業者の工場で造形加工を行い、会場においては組立作業程度の最小限の作業にとどめてください。
- (C) 展示装飾および出展物等を、会場の天井、柱、壁等既存のものから吊り下げたり、もたせかけることは禁止します。または施工および資材の運搬にあたり、会場および設備を損傷しないように十分注意してください。万一損傷した場合は、原状回復の責任を負っていただきます。
- (D) 小間内床にジュタン類を敷く場合は、全てジュタン用などの両面テープをもって固定してください。ボンド等の接着剤の使用はできません。
- (E) 作業によって生じた屑、廃材は必ず持ち帰ってください。
- (F) 会場内では必ず自社の小間内で作業を行い、通路または他の小間に資材を放置し作業することがないようにしてください。
- (G) 消火器、消防設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯等を装飾などにより隠蔽しないでください。またその付近には使用の際に障害となる陳列、工作物、その他の物品を置かないでください。
- (H) 会期中に展示設備および装飾の模様替えをすることは原則できません。
- (I) 展示物の重さは1平米あたり最大3,000kgまでです。しかし、体育館ホール床材は木製のため(専用ビニールシート敷設)、重量物を設置する場合は、床を傷つけないようコンパネ板等で十分な養生をしてください。

(6) 規定の遵守

禁止事項に違反または不完全な装飾の場合には、工事の変更、中止または撤去していただく場合がありますので、計画・設計に際して十分ご注意ください。また、主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他不測の事態については一切の責任を負いません。

(1) 防火・防災上の禁止行為

以下の行為は禁止されています。

(A) 喫煙

会場内での喫煙は禁止しております。喫煙はホール既設の喫煙ルームでお願いします。

(B) 裸火の使用

1.裸火とは、気体、液体、固体燃料を使用する火気器具等で、炎、火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するものをいいます。

2.電気を熱源とした器具は、発熱部が外部に露出して赤熱しているもので、可燃物が触れた場合に瞬時に着火(表面温度400度以上)する恐れのあるものは裸火に含みます。

※ただし、トースター、オーブンなど発熱部が焼室または庫内に面しているものを除きます。

(C) 危険物の持ち込み

1.危険物(ガソリン、灯油、重油等、消防法で定める危険物)

※不燃性容器に収納密栓されており、実演等に使用しなければ、持ち込みは可能です。

2.火災予防条例で定める指定可燃物

3.高圧ガスのうち保安規則に掲げる可燃性ガス

4.火薬類

(2) 禁止行為の解除条件

上記の(C)危険物の持ち込みについて、出展物実演のため、やむを得ない必要最小限のものに限り、豊田市消防本部に承認要件をもって事前に申請し、承認を受けた後、会場内への持ち込みおよび実演が可能となります。なお、禁止行為の解除条件についての詳細は、

豊田市消防本部(電話:0565-35-9704/FAX:0565-35-9719)へお問い合わせ下さい。

また、解除承認申請をしないで、その行為を行っていた場合、直ちに使用を中止していただきます。

(3) 禁止行為解除事前申請

各承認要件を遵守することを条件に、禁止行為解除を申請される出展者は、**12月12日(金)迄に、提出書類P.3の「(2)危険物に関する申込書」を必ずご提出ください(全出展者提出)。**

(1) 実演上の禁止行為

- (A) 実演は安全であることを要します。実演によって発生するおそれのある人体または、財物の損傷、火災または危険防止について、出展者は万全の措置を講じ、責任者を常駐させてください。万一、事故が発生した場合は、速やかに事務局へ報告すると共に、当該出展者は直ちに必要な措置をとり、その責任において解決してください。
- (B) 高周波電波を出す出展物の実演をする場合は、電波障害を防止するよう留意してください。電波障害により他に影響を与える場合、実演を中止していただきますので十分ご注意ください。
- (C) 実演による強度の音響、光線、熱気、じんあい、ガス、臭気、振動等を発生することが予想される場合は、あらかじめ予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないようご注意ください。
- (D) 拡声器、ビデオ、映写機等を使う場合の音量は、小間に面する通路の中央および、隣接・背接する小間との境界部分において70db(ex.電話のベル程度)以内とします。またスピーカーは自社小間内に向けて設置してください。

(2) 展示物の販売・配布

- (A) 会期中、小間内で展示物を即売することは不可とします。
- (B) 小間内で参観者にカタログ、商品見本、試作品、その他出展物に関する宣伝物を配布する場合は、出展小間内にておこない、みだりに配布して会場内を汚さないようにお願いします。

(3) 就業点検

毎日の終業時には小間内の整理・整頓、電気スイッチ(電源をOFFにする)の点検を確実に行之、必要措置を講じてから退館してください。

(4) 実演の制限・中止

事務局は会場の管理・保全、秩序の維持ならびに公衆の安全のため、これらに支障をきたすと認めた実演については、出展者に対し必要な対策を要求し、対応していただけない場合には実演の制限または中止を命ずることがあります。

(1) 給排水

給排水・配管工事はできません。

(2) 電気

パッケージブース内には1小間あたりコンセント2口(2口で500W)を用意していますが、別途の追加電気が必要な場合は、提出書類P.4の「(3)電力供給・電気備品等追加申込書」にご記入のうえ、12月12日(金)迄にお申込みください。

※夜間(開催時間外)の送電はありませんので、ご注意ください。

(3) インターネットの接続

インターネットの環境は、各出展者様でモバイルデータ通信サービスを提供する事業者等とご契約いただき、ご準備下さい。

(4) 会場内の呼び出し

緊急の場合を除き、館内での呼び出しはいたしません。